

最高裁秘書第2786号

令和元年5月31日

林弘法律事務所

弁護士 山中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書開示通知書

5月7日付け（同月8日受付，最高裁秘書第2420号）で申出のありました司法行政文書の開示について，下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

- 1 開示する司法行政文書の名称等  
最高裁判所図書館利用案内（令和元年5月現在）（両面で1枚）
- 2 開示の実施方法  
写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）



## 図書館を利用する方へ

### ◇館内に持ち込めるもの

- 貴重品及び筆記用具や資料等の小物及びペットボトルなど蓋で密閉できる容器に入れた飲料水。
- ノートパソコン等。
- 上記以外の手荷物は、持ち込みできません。入口に備付けのロッカーに収納してください。

### ◇館内における遵守事項

- 庁舎内では図書館以外の場所に立ち入ることはできません。
- 館内で食事、喫煙はできませんが、飲料水を飲むことはできます。
- 携帯電話等はマナーモードにして、通話や撮影をしないでください。
- 静粛を保って、他の利用者の迷惑にならないようにしてください。
- 利用証及び図書等は又貸しをしないでください。また、これらを紛失又は破損したときは、速やかに届け出てください。
- 庁舎及び館内においては、係員の指示に従ってください。

## 周辺案内



## 交通アクセス

- 東京メトロ(南北線、半蔵門線、有楽町線)永田町駅  
2番又は4番出口から徒歩約5分
- 東京メトロ(半蔵門線)半蔵門駅  
1番出口から徒歩約10分

★当館には駐車場がありませんので、車での来館はご遠慮ください。

★当館は最高裁判所内にあるため、来館する際の庁舎への入口は南門をご利用ください。

# 最高裁判所図書館 利用案内

(令和元年5月現在)



開館時間 9:30~17:00

休館日 ①水曜日、土曜日、日曜日、祝日

②年末年始(12月29日から1月3日)

③その他の休館日については、ホームページをご覧ください。

★令和元年10月頃から令和2年3月末頃まで、庁舎改修工事に伴い、最高裁判所内の仮設図書館に移転予定です(詳細については、ホームページでご確認ください。)

## 最高裁判所図書館

〒102-8651 東京都千代田区隼町4-2  
電話 03 (3264) 8537(受付カウンター)

<http://www.courts.go.jp/saikosai/tosyokan/index.html>

## 当館の特色

- 最高裁判所図書館は、全国の裁判所に対し、裁判に必要な資料を提供するほか、国立国会図書館支部図書館及び法律専門図書館として法律関係者等に図書館サービスを行っています。
- 蔵書は、法令集、判例集、解説書、論文集、雑誌などの法律専門図書が中心ですが、裁判事務に関連する周辺諸科学の分野にも及んでいます。
- 和図書約17万冊、洋図書約11万冊の合計約28万冊を所蔵しています。
- 最高裁判所図書館は、書架から直接、図書等を手に取って見ることができます。



## 利用方法等

- ★利用者ご本人が来館してください。
- ★利用者は南門をご利用ください。

	閲覧	貸出	複写 (有料)	レファレンス	利用方法		
					利用証のない方		利用証をお持ちの方
					・初めて来館 ・当日のみ利用	利用証の交付希望者	
一般利用者 満18歳以上 (学術研究を 目的とする方)	○	×	9時30分～ 16時30分(12 時15分～13時 を除く)に申請 すること(庁舎 内の有料複写 施設を紹介, 10 円以上の硬貨 及び千円札紙 幣のみ使用可)	係員に ご相談 ください	・来館前日(休館日①, ②を除く)15時まで 利用者本人の住所、氏名、年齢、連絡先、 利用希望日時等を電話でお知らせください。  ・来館当日 顔写真付きの身分を証明できるものを提 示してください。(本人確認のため)	顔写真1枚を持参してください。 (縦3cm×横2cm, 脱帽, 正面向, 上半身, 申請前3ヵ月以内に撮影 したもの)	・来館前日(休館日①, ②を除く)15時ま で電話で利用申し込みをしてください。  ・来館当日 利用証を持参し、来館してください。 入館時は、利用証を係員に提示してくだ さい。
特別利用者 弁護士・弁理士・ 認定司法書士  法学を担当する 教員  裁判所に設置された 委員会の委員  裁判所の非常勤職員  司法修習生 等	○	○  利用証 交付者に 限る  上限5冊 3週間 まで			資格を証明できるものをお持ちください。  弁護士はバッジの提示で可。 (国内登録者に限る)	資格を証明するものを持参してく ださい。  弁護士はバッジの提示で可。 (国内登録者に限る)	利用証を持参し、来館してください。  入館時は、利用証を係員に提示してください。

## 図書の検索方法

インターネットからの検索	裁判所ホームページの最高裁判所図書館サイトから、書名・著者名等により図書の検索をすることができます。 <a href="http://www.courts.go.jp/saikosai/tosyokan/index.html">http://www.courts.go.jp/saikosai/tosyokan/index.html</a>
図書館内の端末機からの検索	備え付けの機器を利用して書名・著者名等により図書の検索をすることができます。